

# 一般会計予算決算常任委員会記録

平成28年9月13日

【開催日】 平成28年9月13日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後2時21分

【出席委員】

委員長	伊藤 實	副委員長	小野 泰
委員	岡山 明	委員	河野 朋子
委員	笹木 慶之	委員	下瀬 俊夫
委員	中村 博行	委員	松尾 数則
委員	矢田 松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

総務部長	今本 史郎	総務部次長兼総務課長	岩本 良治
人事課長	城戸 信之	税務課長	藤山 雅之
税務課課長補佐兼固定資産係長	伊與木 登	税務課主査兼収納係長	藤上 尚美
税務課主査兼市民税係長	亀田 由紀枝	債権特別対策室長	保永 彰
総合政策部長	川地 諭	企画課長	河口 修司
財政課長	篠原 正裕	財政課主査兼財政係長	山本 玄
財政課調整係長	西崎 大	管財課長	木本 順二
情報管理課長	山根 正幸	文化・スポーツ振興部長	姫井 昌
市民生活部長	佐久間 昌彦	市民生活部次長	井本 雅友
市民生活課長	石田 恵子	市民課長	長井 由美子
環境課長	井上 正満	環境事業課長	渡邊 育学
健康福祉部長	河合 久雄	高齢福祉課長	吉岡 忠司
障害福祉課長	兼本 裕子	社会福祉課長	深井 篤
こども福祉課長	川崎 浩美	国保年金課長	桶谷 一博
健康増進課長	岩佐 清彦	産業振興部長	芳司 修重
産業振興部次長兼農林水産課長	高橋 敏明	商工労働課長	白石 俊之
観光課長	矢野 徹	農林水産課課長補佐	中村 景二
農林水産課主査兼耕地係長	銭谷 憲典	農林水産課農林係長	森山 喜久
建設部長	多田 敏明	土木課長	榎坂 昌歳
都市計画課長	森 一哉	下水道課長	柴田 直幸

建築住宅課長	中 森 達 一	成長戦略室長	大 田 宏
教育長	江 澤 正 思	教育部長	尾 山 邦 彦
教育総務課長	古 谷 昌 章	学校教育課長	笹 村 正 三
社会教育課長	和 西 禎 行	農業委員会事務局長	阿 武 恒 美
農業委員会事務局次長	幡 生 隆 太 郎		

【事務局出席者】

局 長	中 村 聡	局 次 長	清 水 保
-----	-------	-------	-------

【審査事項】

- 1 議案第62号 平成27年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について

---

午前9時 開会

---

伊藤實委員長 それでは定刻になりましたので、一般会計予算決算常任委員会を開催します。本日は審査番号12番の6款農林水産費の218ページから231ページまでの質疑を受けたいと思います。

松尾数則委員 農業委員会、昨年度に法が改正されて、この報告書の内容は、新しく改正された内容での報告になっているんですか。

阿武農業委員会事務局長 昨年改正があったのは、農地法の一部と農業委員会に関する法律で、農業委員会に関する法律の改正については、農業委員と新しく農地最適化推進委員という形で、現在農業委員の公選制で出た者が今度はそちらのほうに変わっていくという法の改正がありました。この決算については、平成27年度決算ですので、旧法での決算となります。

松尾数則委員 農地の最適化という話がありましたが、例えば耕作放棄地の問題はどのようになっているんでしょうか。

阿武農業委員会事務局長 耕作放棄地については、年に1回、農地利用状況調査というところで農地全てを調査しています。その中で、遊休農地、耕作がされていない農地については、各所有者に対して意向調査、今後どうされるのか、自分で作られる、あるいは農地中間管理機構に預ける等々、

調査して、その結果に基づいてこれから計画を立てていくこととなります。解消の方法とすると、行政が行っている耕作放棄地解消対策事業で農地を耕作放棄地から解消していくということに合わせて、各農業委員のほうで、農地のあっせん、耕作ができない土地については耕作をしてもらうようなあっせんの活動を行っています。

松尾数則委員 今言われた内容の予算はどこに出ているんですか、この決算書の中で。

阿武農業委員会事務局長 耕作放棄地対策事業については、農業費、農林水産課のほうに計上されています。それから各農業委員があっせんする活動分については、報酬の中で活動してもらうという形になっています。

松尾数則委員 農業委員会にとって一番大事な仕事は、農地等の利用の最適化ということだったと思うんですが、この最適化に直接関係する遊休農地について予算の裏付けがない、農林のほうに予算がある。これ財政課としてどのように。

川地総合政策部長 これについては農業政策になりますので、農林サイドの実施計画に基づいての判断になるかなと思いますので、農林課から話があれば、また協議は進めていきたいとは考えています。

松尾数則委員 考える必要があるのではないかとやっているんですよね。基本的に農業委員会が一番大事な仕事は農地の最適化のはずです。そのために予算を振らないで、どこに予算を振るの。

川地総合政策部長 そういった予算は農林水産課のほうにも付けてありますので、そういった措置はしてあると思いますが。

小野泰副委員長 この資料によりますと、総農家数がかなり減っています。専業農家も減っているんですが、この5年間の2010年から2015年という中で、米とか野菜とかの生産高の影響はどのぐらいになっていますか。

森山農林水産課農林係長 生産高は調べていません。

小野泰副委員長 出荷額は。

森山農林水産課農林係長 出荷量も把握していません。

小野泰副委員長 農家数が285減っています。かなり減っているんですね。

小さいところはかなり辞められたんだろうと。もちろん高齢化であるし、後継者がいないという理由で辞められた方もかなりいるようですが、増減が分かればいいかなと思って質問したんですが。

森山農林水産課農林係長 確認したいと思います。

伊藤實委員長 それでは後ほどお願いします。

中村博行委員 中間管理機構について、貸し手と借り手ですよ。そういったマッチングが現在どのぐらいできているのか、その数が分かれば。

森山農林水産課農林係長 マッチングの件数は、平成27年度実績で2件です。

平成28年度については、農事組合法人と、また新規の就農者若しくは付け替えという形で農地中間管理機構を改めて使おうという動きになりつつあるという状況です。

矢田松夫委員 補助金について、私から見れば垂れ流し的なことがあるんじゃないか。というのが2点ほど申し上げますが、一つは農林水産まつりをなぜこの経費で出さなければいけなかったのかということ。これはいわゆる市の補助金条例の中でのイベント等についての補助金がありますよね。そういう市民のまつりであれば、そこから出るべきではないのかということなんです。もう一つはこの地産地消推進補助金というのが以前あったわけですが、ずっと30万で決算されていますが、実態はどうなのかということですね。今、活動があるのかどうなのか。それから交付金の関係ですが、農業従事者も随分少なくなって、中山間地域の直接支払交付金についても現状どうなのか、できたときはいいんですが、その後、高齢化あるいは農業従事者も少なくなっている現状で、非常に活動も停滞しているんじゃないかと思います、交付金の割合には。この3点の現状を見て、少し見直しをする考えもないのか、いわゆる来年も今回の決算に応じて出していくのか、その辺、回答できますか。

高橋産業振興部次長 1点目の農林水産まつりの補助金の関係ですが、実行委員会を構成して、会長が山口宇部の組合長が会長になられています。農

産物関係だけでなく、農林水産まつりですので、農林水産加工品あるいは生産品等を広く周知し、PRし、2点目の質問にもありました地産地消に向けていこうという会ですので、市民関係のおまつりとは少し趣旨が違うのでなかろうかと。また実行委員会の中でも、同じまつりをやるのなら、人が集まり、実りのあるものにしてほしいという要望も出ていますので、生産者と加工業者あるいはそれを販売していこうという一つの仕組みの中で、この農林水産まつりを十分に活用していきたいというところから、農林水産費のほうで計上しています。地産地消の推進事業費の30万円については、旬菜惑星協議会というものを立ち上げています。旬菜惑星協議会については、生産者、農業者、それから市場、食品の加工業者、それから流通業者等、そういったものとの連携を図りながら商品開発であるとか、そのことによって生産者の生産意欲の向上を図っていく、そういった形の協議会です。ちなみに昨年については、厚狭の「寝太郎かぼちゃ」が山口県のブランド認定をされたので、農林水産まつりの中でそのかぼちゃを使ったスイーツコンテストを実施しています。そのスイーツについては、市内の高校生にお願いして、スイーツを作ってもらいました。現にそのスイーツについては厚狭のお菓子屋さんで、プリンのだら焼きとして、商品化されて販売されているという実績もあります。30万円について、それが妥当かという指摘なのかもしれませんが、この旬菜惑星推進協議会を十分に活用して、一部ではありますが、そういった商品開発までこぎ着けているという実態があります。あと、中山間の関係ですが、現在5集落で協定を結んで、そういった支払いをしています。当然、この制度の趣旨というものは、条件不利地の農業生産活動を維持していこう、あるいは耕作放棄地の防止に努めるということですが、確かに言われるとおり、そういった条件不利地の皆さんは高齢化が進んでいます。この制度を十分に活用されて、耕作放棄地の防止はもとより、農地の維持に努められていると考えています。

矢田松夫委員 それでは何点か再質問しますが、農林水産まつりは昨年までは15万で運営されていたんですが、今回25万ということで10万アップしたというのはやっぱり重要性とかお客の集客力が多かったということですか、中身の問題で10万増えたということですか。

高橋産業振興部次長 通常15万円の補助金ということで、昨年は市制10周年ということがありましたので、推進事業としてスイーツコンテストなどのPR活動に努めることから10万円を上積みした形でまつりを開催したということです。

矢田松夫委員 まつりは安くて人がたくさん集まって、趣旨がはっきりすればいいことですからね。それから二つ目の地産地消推進の補助金ですが、そういったイベントに使うのではなくて、例えば今回給食センターができますよね。利用者の教育委員会と提供者のJAとか、そういった対応にどのようにこれを生かしていくのかということも一つの事業の中に入れていくのが本来の筋じゃないかと思うんですね。かぼちゃイコールスイーツじゃなくて、本来の目的は何か、地産地消という正にこのネーミング、地産地消をいかに推進していくかと、地場の生産をどのようにして提供していくのか、それが本来の趣旨なのに。「寝太郎かぼちゃ」とかスイーツとか、いけないと言うんじゃないんですよ。本来の目的は何なのか。給食センターについても積極的にこれの中で協議して補助金を使うべきじゃないかと、話し合いをしてですね。

高橋産業振興部次長 1点目の地産地消の旬菜惑星推進協議会、そちらの活動は一つの例として説明しました。委員言われるとおりのこの推進協議会だけの補助金ではなく、各種団体、生活改善グループであるとか様々な協議会等にも農林水産課から助成をしています。その中で例えばねたろう食育博士であるとかそういった検証をされている中で様々な市の農産物に関しては、そういった産品がありますよということから、そのPRをしてもらってありますし、また学校のいろいろな授業の中でも産品の紹介をしてもらったりして、授業の中でも有効に活用してもらっている面もありますので、そういった地道な取組を行う中から地産地消の推進を図っていきたいと考えています。

矢田松夫委員 次の中山間地域の関係は昨日もこの委員会の中であつたんですけど、簡易水道の件で最初の時点で利用戸数が何軒かということ、現実と全然違って来たというのもあつたんですが、この場合も中山間地域の交付金、当時の農業従事者あるいは耕作面積等、随分変わってきたと思うんですが、交付金がずっと同じでいいのかどうなのか、もっともっと厳しければ増やすべきなのか、それとも減らしていくのかという、こういうことも少し考えて、現状に合わせて是非お願いしたいと思います。もう一つ223ページの多面的機能支払制度補助金、この名前が農地水保全管理支払交付金に変わったんですよ、今回。そこでお尋ねしたいんですけど、5,000万ぐらい交付金が増えているんですが、主な事業として、ビッグ3ぐらい。

銭谷農林水産課主査 多面的機能支払制度は農業、農村の持つ多面的な機能、食料生産以外にも洪水や土砂崩れの防止等の治水やCO<sub>2</sub>の減少等自然環境の保全、それから美しい風景の形成等多面的な機能を保持する制度です。内容的には大きく二つあり、農地維持活動として農業者が共同で行う水路への草刈りや泥上げ、農道の草刈り等の基礎的な保全活動を支援するものと資源向上活動として、水路、農道等の施設の補修整備と景観等の植物の植栽、ビオトープ作りの共同活動や長寿命化があります。そういう機能を発揮して、農地の維持をしていく制度です。団体数は21組織が活動を行っています。

矢田松夫委員 組織された団体に支払うということですが、事業名ではなく団体に払うから分からないということではないですか。

銭谷農林水産課主査 中身は国の補助金ですので、活動報告をしてもらって、中身を確認し、県に報告しています。

岡山明委員 227ページですけど、有害鳥獣の捕獲の分ですね。これは委託料と補助金があるんですけど、二つの考え方、それを教えてください。

高橋産業振興部次長 捕獲奨励金の76万2,500円と13節の90万円。有害鳥獣の捕獲委託料として、市内には小野田地区と山陽地区にそれぞれ猟友会があります。その猟友会へ支出している委託料が有害鳥獣捕獲委託料です。それから有害鳥獣捕獲奨励補助金については、実績報告書の26ページの林業振興費、3番の有害鳥獣捕獲事業(3)有害鳥獣捕獲奨励事業補助金として、イノシシ289頭、鹿8頭と駆除してもらったことに対する補助金です。

岡山明委員 26ページにイノシシが289頭、鹿が8頭と書かれているのは理解しています。その上に駆除数がイノシシ72と書いてある、これはどういうことですか。

高橋産業振興部次長 こちらは特に市の予算を通していない数字ですが、国の国庫補助分として協議会を設置しています。その協議会を通じて国からの補助金が出て、それを駆除してもらった方に支払うという国庫補助事業となり、これは市の予算を経由していませんが、イノシシ72頭、カラス18羽を駆除したということをご参考で載せています。



岡山明委員 この72頭は協議会という状況ですから、ボランティアといったらおかしいんですけど、国からの支出がない、有志による駆除との解釈でよろしいですか。

高橋産業振興部次長 訂正させてください。289頭の中のイノシシについては内数となっています。こちらについては国庫補助の対象になっている金額がお支払いできるということです。ただこれについては市の歳入、歳出には計上されていないという形になっています。

岡山明委員 下関にジビエ肉の処理施設があるんですけど、そちらに出している、そういう分は何頭かあるんですか。

高橋産業振興部次長 山陽小野田市においてはそういったことはありません。

岡山明委員 そうしますと、当然これだけ頭数があるということは被害が出ているということですね。市が被害に対して支援している金額がどこかあると思うんですけど、どこを見ればいいですか。

森山農林水産課農林係長 その被害に対して市が補助したというものはありません。ただ、各農業者は例えば農業共済に入って、農業共済で水稻が全滅したということで、共済の掛金が支払われると、そういう状況になっています。

岡山明委員 被害額、結局市としては掌握してないということですかね、そうすると。有害鳥獣による被害額。

森山農林水産課農林係長 平成27年度の農作物に対する被害状況では、トータルで1,268万5,000円と認識しています。

岡山明委員 被害が出ているという状況の中で例えば電気柵、これ去年あった項目ですが、対策費としてそういう被害を防止するような対策の部分で実際にそういう被害額が出ているんですから、それに対する電気柵とかの支援はどこかあるんですか。1,200万被害が出ているんですが、それに対して市としての支援はどこかありますか。

森山農林水産課農林係長 農作物の被害1,200万に対しての金銭的な補助というものはありません。ただ防護するという形で平成28年度より有

害鳥獣の防護柵の補助金をこのたび申請しています。

岡山明委員 昨年度は防護に対する予算は山陽小野田市としては出てない、そういう解釈ですかね。被害が出ているけど、そういう対策の費用は出していないと。

森山農林水産課農林係長 そうです。

笹木慶之委員 有害鳥獣、国庫補助事業という話がありましたよね。289頭のうち72頭が国庫補助事業、これ具体的にどういう仕組みになるんですか。289頭は、もう補助金を出しているんでしょ。そして72頭は、どういう仕組みでダブるんですか。なぜ聞くかというと、289頭のうち72頭を駆除した人のほうが有利じゃないですか。72頭を捕らえた人のほうが有利になってしまうので、制度を知りたいわけです。

銭谷農林水産課主査 もともと単市のイノシシ1頭2,500円の捕獲奨励金があったんですけど、何年か前に国の基金ができて、猟友会の中の有害鳥獣対策の駆除隊が捕獲した分に8,000円を交付するという制度ができました。それは補助事業なので、耳と尻尾を取って、写真も取ってとか、要件が決まっているんですけど、猟友会の駆除隊で取った分が、国庫補助事業でその他の農家の方もわなとかで獲られますので、そういうのは単市の分がもらえて、猟友会は、駆除隊の分と両方兼ねてもらえるということです。

笹木慶之委員 分かりました。これは捕獲をされる人の組織を守っていこうと、ということの流れの中で、だから猟友会に限定しているわけでしょう、捕獲者が。そこを言わないと分からないわけですよ。この件は分かりました。

下瀬俊夫委員 今の件ですが、幾つか聞きたいんですが、一つは被害状況について、1,268万というのがありましたが、この捕獲の頭数について、山陽側、小野田側でそれぞれ教えてください。

高橋産業振興部次長 イノシシ289頭のうち小野田地区30頭、山陽地区259頭。鹿8頭のうち小野田地区ゼロ、山陽地区8という状況です。

伊藤實委員長 被害状況は。

森山農林水産課農林係長 被害状況については全体としてしか把握していませんので、山陽地区、小野田地区の分では分別していません。

下瀬俊夫委員 捕獲頭数で見ても、まるで違うわけですよ。やはり山陽側の被害が大変大きいということだと思えるんですよ。そこら辺で、一律に1,268万と言われても、やっぱりまずいと思うよね、決算ですから、そこら辺のきちんとした資料を是非出していただきたいと思います。以前有害鳥獣の捕獲委託料で、猟友会に出している補助金ですが、なぜ山陽側と小野田側で差別するのかということで、補助金に差が付いていましたよね。この90万というのは、平らにならしたということになるんですか。

高橋産業振興部次長 27年度の決算においては、小野田地区が50万円、山陽地区が40万円となっています。28年度からそれぞれ45万円ずつ予算計上しています。

下瀬俊夫委員 そうすると小野田地区が50万で山陽地区40万。聞きたいんですが、山陽地区と小野田地区の猟友会の人数を教えてください。

高橋産業振興部次長 27年度で小野田地区は24名、山陽地区は44名とお聞きしています。

下瀬俊夫委員 倍違うのに、なぜ補助金がこんなに少ないことになっているんですか。

高橋産業振興部次長 被害額については、小野田地区、山陽地区というのは今お示しできませんが、捕獲の数についても差がある。それから猟友会の会員についても差がある。そういったところでこの委託料の差がおかしいのではないかということですが、この委託料自体、人数によって委託料を積算しているということではありませんので、その辺りは各猟友会の皆さんとお話をして、納得はされていないかもしれませんが、協力してもらっています。

下瀬俊夫委員 猟友会の納得ではなく、出費する側、行政と議会の納得ですよ、今、決算ですから。議会側の納得が得られるかどうかということが問題ですが、この駆除隊のこともお聞きしたいんですが、山陽側、小野田側の駆除隊の人数について教えてください。

森山農林水産課農林係長 小野田地区が13、山陽地区が14となっています。

下瀬俊夫委員 駆除隊というのは、基本的に要請があれば駆除に出掛けると。禁猟区とか全く関係なしに日常的に駆除しなければいけないという、一定の義務付けがあるということで、国庫補助の対象になっているわけよね。これは猟銃を持っていなければ駆除隊に入れないという決まりがあるんですか。

高橋産業振興部次長 有害鳥獣捕獲実施要領を定めており、その中で、捕獲隊の隊員という規定がありまして、有害鳥獣の捕獲の趣旨を理解し、積極的な協力が得られる者、隊長の指揮を受け、捕獲に従事できる者、人格円満な技能熟練者であって過去3年に関係法令に違反したことがないもの、当該年度又は前年度に県の狩猟者登録を受けた者、市内に住居、事業所又は勤務先を有する者、共済又はこれに類する保険に加入している者という規定です。

下瀬俊夫委員 猟銃を持っていないとできないという規定があるのかと聞いたんです。

銭谷農林水産課主査 わなの免許だけの方も駆除隊に入れると思いますし、実際小野田のほうは、わなだけの方もいます。

下瀬俊夫委員 わなを持っている方でも駆除隊には入れると。隊長の要請があれば、駆除に出られるという体制があれば、基本的に入れるということで理解していいですか。

銭谷農林水産課主査 結局わなも、くくりわなとかだと止め刺しで、銃器が必要になります。猟友会の役員が中心となって、駆除隊を編成しており、銃とわなと両方持っている方がほとんどですが、わなだけの方も駆除隊に入れることは可能で、駆除隊長、猟友会長が認めればということになります。

下瀬俊夫委員 それと有害鳥獣、最近、外来種がいろいろと出没を始めたということで、山陽小野田でもその事例があるのかないのか。実はこの問題では、かなり農家が神経質になっており、そこら辺の情報を早く教えてほしいという話があるんですが、それが分かれば教えてください。

森山農林水産課農林係長 山陽地区では、ヌートリアが目撃されたという情報がありますので、そちらについては美祢農林事務所に情報提供しながら、ほかの目撃情報も収集していきたいと思います。

下瀬俊夫委員 ヌートリアというのは、繁殖力が非常に強くてね、これ目撃情報があるんですか。

森山農林水産課農林係長 2人の方から同一箇所での目撃情報を寄せられています。

下瀬俊夫委員 市内のどの辺ですか。

森山農林水産課農林係長 小野田レミコン、一丁田です。

下瀬俊夫委員 被害状況は出せるのかな、厚狭地区と小野田地区。

森山農林水産課農林係長 時間をください。

下瀬俊夫委員 農業共済の関係の請求が出ているから分かると思うんですけどね。後でもいいですから。是非出してください。

尾山信義議長 先ほどから被害状況も報告がありましたけど、今、有害鳥獣を捕獲するための猟友会、大変高齢化ということでそういう資格を持っている方がどんどん減ってきている。県でも捕獲隊を作ったり、国も資格を取るための補助金を出したり、いろいろな形で銃器を持ったり、わなの資格を取ったりするということで補助金を付けたり、いろいろやっています。猟友会についての補助金をどんどん削減されると、そこまでしてという感情にもなりかねません。それで市でもこの被害状況の中で、有害鳥獣の捕獲をするためにいろいろな資格を持つ人を作っていく、養成していく、そういったことも本当に考えなければいけないし、これからそういったことをしてもらうためにもやはり補助金もきちんと充実したものにしていかなければいけないんじゃないかという気がしています。その辺については是非取組を強化してもらいたいと思いますが、その辺について、何か言葉があればお願いします。

高橋産業振興部次長 有害鳥獣関係については今年度から防護柵等の設置費用

の一部ではありますが、助成して農作物等の被害を防ぐという、これは生産者の立場です。猟友会についても会員数の減少であるとか、高齢化が進んでいるという話は聞いています。そういった中でその新たな狩猟免許を取得するための助成なり、そういったものについてはしっかりと各猟友会とも話しをしながら、そういった助成制度等についても研究をしていきたいと思っています。

笹木慶之委員 ちょっと関連して、被害のことが出ましたから。今年度から市の単独の防護柵の補助事業が始まりましたね。今、執行率はどのくらいですか。

高橋産業振興部次長 予算額の半分であると認識しています。

笹木慶之委員 それで補助制度ですから一定のルールが必要なことはよく分かります。ですが、いわゆる田んぼの所有者とか土地の形状とかいろいろな形で現実には被害を受けているにもかかわらず、たまたま場所が一軒だけでまともまっているという関係で補助対象にならないことが結構あるようなんですよ。だからその辺りは検討してみる必要があるのではないかなと思います。いかがですか。

高橋産業振興部次長 この4月1日からその制度については始めたわけですが、新たな制度ということで周知期間を設けたことから6月1日からの申請と少しずれたものになっています。その時点では耕作者の皆さん方既に植え付けをされていまして、申請件数についても約半分となっています。要件の中に耕作者2戸以上といったものもあります。そしてまた農地が連担していることという縛りもあり、様々な意見を伺っているところです。そういった中で該当しなかった方、そういったものをもう一度よく精査して、今年度始めたばかりですのですぐに要綱を改正するという事はなかなか難しいところがありますので、その他何がしか対応できることは現在検討を進めているところです。

笹木慶之委員 実態をよく調べて、不当な申請というのは好ましくありませんが、やはり有害鳥獣の対応で農作物を保護したいという立場であれば状況をよく確認して制度が適用できるようにしっかりと検討してもらいたいと思います。

下瀬俊夫委員 221ページです。経営基盤強化資金利子補給金ですが、これ

は基本的には花の海ですよね。これは何年まで補給が続くのか、それを教えてください。

高橋産業振興部次長 花の海に対する日本政策金融公庫が融資しているスーパーL資金という制度の利子補給をしており、36年度までとなっています。

下瀬俊夫委員長 合併前の事業でこの補助金を出しているんですよね。追加で今後事業展開をする場合は、この補助金の対象にならないということで理解していいですか。

高橋産業振興部次長 花の海へのスーパーL資金は、16年度、17年度、18年度という形で年度ごとで借りていますので、合併前後での制度ではないということです。

下瀬俊夫委員 合併後については新規の事業の補助はしないという話ではなかったんですか。現に対象の農家はあるけど、一切市からの補助金を受けていないじゃないですか。合併前だったから仕方なしにやっているというのがこれまでの公式答弁ですよ。

高橋産業振興部次長 私のほうで承知していません。

下瀬俊夫委員 平成18年度の事業でも対象になっている部分があるんですか。

高橋産業振興部次長 平成18年度、花の海の継続事業ということで対象事業となっています。

下瀬俊夫委員 花の海がやれば全て継続でしょう。何もそんな話をしているんじゃないですよ。合併前については補助を仕方なしに継続するけど、合併後については基本的に対象外だと。それで市内の農家が、市から一切利子補給を受けていない農家があるでしょ。それはなぜかといったら、合併後だから全部一律に対象外にしたんだという話でそうだったんですよ。今の話はおかしいですよ。

高橋産業振興部次長 お答えいたしかねます。

伊藤實委員長 分からないよね、その辺は。その辺についても一応調べておい

て。

下瀬俊夫委員 確認します。合併後の事業で、利子補給の対象になっている金額と年度を調べてください。いいか悪いかは別にして、現にやっている場合、その対象事業と年度と金額を教えてください。後でいいです。

笹木慶之委員 223ページ、政策的に多面的機能支払制度とか片方では地産地消とかいろいろなことで言われていますが、大事なことは就農者の減少ということですね。農家が現実には減っている中で、223ページの青年就農給付金、これは6名の方で900万ということですが、その下の新規農業就業者定着促進事業との兼ね合い、更にはその下の受入体制整備事業との兼ね合いを説明してください。

高橋産業振興部次長 青年就農給付金については、その就農者御自身に対して給付金をする事業です。その下の定着促進事業については、農の雇用という立場から新たに就業する方を雇い入れた法人に対しての補助金です。それから受入体制整備事業については、新たに就業者を受け入れたことによって機械であるとか施設の整備であるとか、そういったものを助成する制度となります。

笹木慶之委員 具体的に対象者は何名ですか。

高橋産業振興部次長 青年就農給付金の対象者は6名です。新規就農の定着促進事業については、有限会社グリーンハウスと株式会社花の海が受け入れておられ、グリーンハウスは6名、花の海は1名となっています。また、受入体制整備は先ほどのグリーンハウスで受け入れられたことから機械やハウス等の設備費を助成しているということです。

笹木慶之委員 これは国庫補助事業ですね。

高橋産業振興部次長 青年就農給付金は県が100%、それから定着促進は県が2分の1、市が2分の1となっています。それから、受入態勢は県が100%となっています。

森山農林水産課農林係長 青年就農給付金については国庫です。最終的には国から県を経由して入ってくるという形になりますので。



笹木慶之委員 ほぼ県と国の補助事業ですよ。それを活用していくということは、それはそれとして意義があることですが、これだけでもって農業者を増やしていこう、就農者を増やしていこうということには無理があると思っていますが、いろいろな農業の事業はメニューとして出していますが、一番肝心の就農者がどんどん減っているということに対して、その対応が遅れている気がします、その点はいかがでしょう。

高橋産業振興部次長 やはり生産者の経営というものが大事となりますので、その生産意欲の向上を図るためには、やはり生産物のブランド化を図っていくことによってその製品の価格も安定してくる。そのことによってそれが生産者に跳ね返ると、そういった一つの生産から商品化と、そういった流れができなければなかなか新たな農業従事者は発掘できないのではなかろうかということも考えています。あとは一つの農業就業フェアであるとかそういったものにも出展して新たな就業者を発掘しようという取組はしているところですが、なかなかマッチングをしていないというのが現状となっています。

笹木慶之委員 今言われたのは一つの答えですけど、今の政策だけでは農地の保全は無理だと思います。農家がブランド化したものを生産するという形にはとてもならないだろうと思います。だから法人化しているんですよ。一般的な農家については法人化を進めながら、大型経営という形でやっている。問題は法人化の従事者がいなくなる形が、もう目前に来ているんですよ。そこで、その対策は考えられたことがあるんでしょうか。

高橋産業振興部次長 一度に解決する策はなかなか見当たらないところですが、例えば就業フェアであるとか、そういった活動を通して新たな担い手を発掘していくことであろうかと。それがまた法人化につながっていく、あるいは更なる法人化の連携ということも出ていますので、そういったことも視野に入れながら研究をしていく必要があるかと思います。

笹木慶之委員 今の法人化の従事者の実態は、定年退職者がほとんどですね。定年退職者で補完している事業だと思います。この平均年齢が70を過ぎているんじゃないですかね。そこで言いたいのが、青年就農給付金。これの対象年齢は何歳からですか。

高橋産業振興部次長 45歳未満です。

笹木慶之委員 45歳ということではなくて、一回どこかに勤めに出て、退職して、あるいはUターン、Iターン、いわゆる帰ってきて農業をやるかという形。青年就農給付金の年齢を上げて、例えば55歳ぐらいまで対象を上げれば、55歳を過ぎてから70歳過ぎぐらいまではそっこのほうで地域貢献しようかという人も出てくるんじゃないかと思うんですよ。そういったことは考えられたことはないでしょうか。

芳司産業振興部長 農林水産業どれもですけど、従事者の高齢化は非常に問題になってきています。従事者の減少であるとか高齢化、農業でいえば農地を集積していこうであるとかブランド化等いろんな手立ては打っているんですけど、なかなか現実問題難しい。ただ、その中で新たな担い手を確保していかないことには、この分野の未来はないのかなということは、どの会議に行っても共通の話題として出てきます。そういった中で青年就農給付金に関しては就農予定時45歳未満ということで、ある程度若い方を対象としているんですけど、年齢を上げたらどうかということについては、これは国の補助等も受けていますし、県と協調してやっている部分ですので、検討は必要かなと思っています。将来のことを考えたときに、そういったことも検討の余地はあるかなと思っていますので、今後JAであるとか、県とも、こういったことについては協議、検討をしたいと思います。

笹木慶之委員 切り口は農業でしたけれど、林業も漁業も同じことですよ。それぞれ就業のこういう制度ができて、実際動いていますけど、若いときから、いきなり農業へ、あるいは漁業へというのは、そういう方もいますけど、なかなか難しいものがある。ところがある一定の年齢に至って、そしていろんな判断なり知識が入った中で、これも大事だなということに気が付いて、そういった職業に就くということも考えられないことはないわけです。年齢の引き上げ、いろんな手法があると思いますが、これは国の補助事業でしょうけれども、県あるいは市の中で、そういったことをしっかり考えていかないと、現実問題担い手がいなくなると思いますよ。その辺をしっかりと検討してほしいということを申し上げておきます。

下瀬俊夫委員 話を聞いていて物すごく暗くなるね。僕はそれは間違っていると思いますよ。今は逆に若い女の子が農業をやりたいという世の中ですよ。わざわざ都市から農村に移りたいという若い人たちが増えているわけじゃないですか。そういう人たちをなぜターゲットにしないのかなと

思うよね。隣の楠のこもれびの郷に研修棟があるじゃないですか。あれは若い人のために農業を研修させようという施設ですよ。ああいうのがうちにはないんですよ。若い人たちを積極的に受け入れていこうという意欲も対策も何もないという感じがするのよね。話を聞いていて、お先真っ暗。明るい展望なんてまるで語れないということでは、とてもじゃないが若い人は付いてこない。例えば宇部西高、ここは農業高校ですよ。ここの中心は水耕栽培ですよ。土地を使わない。それで物すごく育つわけですよ。そういう新しい農業をどう作るかということも含めて、若い人たちがもっと積極的に参加できるような農業の方法があると思うんです。そういう農業に興味を持っている若い人たちが増えているということと、そういう研修を含めた受入れをどうするかが一つの鍵だと思っているんですね。ちょっと聞きたいんですが、この青年就農給付金の新規で6人というのは、基本的にグリーンハウスと花の海ですか。それとも別にどこかあるわけ。

高橋産業振興部次長 青年就農給付金は6人は、それぞれが経営しようと取り組んでいるので、どこかの会社に属しているわけではありません。

下瀬俊夫委員 6人の内訳、山陽と小野田の内訳を教えてください。

森山農林水産課農林係長 小野田が1名、山陽が5名です。

下瀬俊夫委員 例えば埴生干拓は広大な農地があるんですが、ほとんど耕作をされていないという感じがするんですよ。ところが下関側はかなり耕作されているんですよ。この違いは何ですか。

森山農林水産課農林係長 山陽側にしても下関側にしても、それぞれ耕作を続けています。確かに54haのうち17から18が花の海。残りが個人の農家でやっているというのは確かですけど、以前と比べ、かなり整備もされていますし、ただ、植え付けられた作物によっては、今年の長雨で全滅したとか、そういった話は聞いていますが、以前に比べ、かなり多くの面積は耕作されています。

下瀬俊夫委員 僕は現場によく行くんですけど、道路が雑草で見えないくらいになっているんですよ。日常的に農家があそこに出入りしている感じは全くしないですよ。確かにハウスでいろんなものを作っている方はいます。直接あの農地を使って、農家の方が耕作しているというのは余りな

いし、ほとんど雑草が茂っているという感じがしているんですよ。そういう点では、今後、学校給食センターのことも関連して、契約農家を作っていきたいとか、いろいろ言っていますが、ああいうところをもっと積極的に受け入れて、農業に従事する人たちを増やしていくような施策がもっととれないものだろうか。農業サイドは日陰ではなく、積極的に打って出ないといけない時期だろうと思っているんですよ。そういう雰囲気がないので、何か積極的に農業問題に対応していこうという施策は、埴生干拓の今後の方針も含めて、具体的に何か語れますか。

高橋産業振興部次長 埴生干拓については耕作放棄地の解消事業として若い方が営農に励んでいます。そういった若い方の力を利用して埴生干拓を議員が今度行かれたときにはよくなったと言われるような、そういう形にもっていければと、当然担い手であるとか生産者の皆さんの協力が必要なのですが、そういった若い力をどんどん発掘していきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 221ページ。これも本会議で出るかもしれないのでお聞きします。地方卸売市場の繰出金です。繰出金が必要ないという方もいますので、この繰出金の根拠。なぜ繰り出しているのかということを確認にお答え願いたいと思います。

高橋産業振興部次長 繰出金については28年度まで予算化をしています。27年度300万円。施設管理をするためには、市の資産ですので、その施設管理費として必要な繰出金を支出しているということです。施設の維持管理等含めてですね。

下瀬俊夫委員 卸売市場の特別会計に対して繰出金を出すこと自体がおかしいではないかという議論があって、27年度までは出しているが、28年度以降出していないんですか。

高橋産業振興部次長 勘違いしており、全般の繰出金という話でしたので、運営補助金と勘違いしていましたので、訂正します。

下瀬俊夫委員 結局、打ち切ったのは運営費補助金を打ち切ったということですか。

芳司産業振興部長 特会の繰出金については地方卸売市場については流通の安

定であるとか地産地消の推進、こういったことで必要であるということで毎年度繰出しをしているものです。26、27、28の3か年にわたって運営補助を500万、300万、300万だったと思いますが、出しています。この件のことを勘違いしたということです。

下瀬俊夫委員 繰出金は様々な流通等も含めて市が必要だという認識は変わらないということですね。

芳司産業振興部長 そのとおりです。

下瀬俊夫委員 これを出さないと、どういうことになるんですか。

高橋産業振興部次長 施設の維持管理費として、こういったものを繰り出していますので、維持管理ができなくなってくると考えます。

下瀬俊夫委員 施設の維持管理ができなくなると、農家にどんな影響が出てくるんですか。

高橋産業振興部次長 そこに出荷ができなくなる。そういった出荷する施設がなくなってくるとということです。

下瀬俊夫委員 問題はそこですよ。問題は一般の農家がどの程度出荷しているかということです。一般の農家だけではないですよ。いろんな業者の関係もあるんじゃないですか。一般農家の出荷量は全体の何パーセントぐらいですか。

高橋産業振興部次長 全体的な割合等は把握していますが、農業者だけの数量は把握していません。

下瀬俊夫委員 市が経営しているんだから分からないことはないでしょ。

森山農林水産課農林係長 調べさせてください。

中村博行委員 青年就農に戻りますが、私も実際、将来は明るくあってほしいという農業者の一人ですけども、この制度が始まってから二、三年たとうかと思うんですけど、受給者が何年に何人という、現在6人ということだと思うんですけど、まず、それから教えてください。

森山農林水産課農林係長 平成24年の二人からスタートし、平成27年度で6人に増えています。平成28年度についても新規就農という形で、認定が終わった人が二人います。

中村博行委員 当初24年度に受給された方が、もう3年ぐらいたつわけですけど、そういった方の現状ですよ。これ5年間の補助だったと思いますが、この5年間の補助がもうすぐ切れるということで、継続して、独立してきちんと生計が立てられるかどうか、その現状についてお答えください。

森山農林水産課農林係長 24年度から始められた二人については、実際、立派に農業者として自立されているという状況にあります。そのうちの一人については来年になりますが、法人化の話になっている中で、その法人化するエリアの中心経営体、中心のオペレーターとしてやっていくという話になっています。

中村博行委員 そういった人に対して支援をしていかなければならないと思うんですけど、JAはJAなりのことをやっていると思うんですけど、市としてはどういう支援をされているか教えてください。

森山農林水産課農林係長 青年就農の対象者としてという形になりますかね。それぞれ個別のところでは悩んでいるのが、どうしても自分たちが最初で作り始めた作物がそれでいいのかという形で最初に敬遠される場所が多いと思います。事前のそういった相談も含めて、毎年、年に2回は机の上で話をしますし、二、三か月に1回は現地に行って、今の就農状況等の実際を確認しながら、技術的な指導が必要であれば農協や美祢農林とつなぎながら、連携を取っています。

中村博行委員 そういったことでこの人たちが将来を担っていくということになりますので、十分な支援をお願いします。

松尾数則委員 最近話題の畜産についてお聞きしたいと思っておりますが、畜産振興、畜産をこれからも推し進めていこうという腹づもりがあるのか。例えば農林課はあるけど畜産関係はどこが基本的に担当するんですか。

高橋産業振興部次長 市では農林水産課が担当しており、畜産の専門員はいません。

松尾数則委員 畜産関係の形態、何社ぐらいいるんですか。

高橋産業振興部次長 3社が畜産に励んでいます。

松尾数則委員 この補助金等を見て、畜産に力を入れたいという思いがどうも見えないんですが、基本的には畜産にも力を入れていこうと思っているんでしょうね。

高橋産業振興部次長 酪農の方、頑張っておられますので、しっかりとフォローしていくべきと考えています。

下瀬俊夫委員 本当にフォローできるの、行政が。今特に山陽地区ではほとんど酪農家がいなくなったんですよ、1軒だけでしょ、残っているのは。2軒と言っても今力を入れてやっているという感じじゃないわけですよ。そういうところに本当に援助できるの、行政として。この間の市の対応を見ていたら、血も涙もないという感じがするよ。放ったらかしじゃないですか。具体的に何か支援しているんですか。

高橋産業振興部次長 直接酪農家に対する支援はありません。

下瀬俊夫委員 何にもやっていないのに今後やりますなんて本当に考えないといけないと思うんですよ、何ができるか。酪農家がいなくなりますよ、山陽小野田市から。小野田は少しはやっていますが。個人の経営で支えているわけですよ。それに対して行政がほとんど何もしてないんですよ。そういう点で、援助の方法なり内容について、是非検討してもらいたいと思います。次に漁業。今の状況はなかなか大変なので、資料55ページ、漁業者がどんどん減ってきているというのは紛れもない事実です。最も陸揚げが多い埴生でも漁業者がこの5年間で半減していますよね。梶漁港の状況は、とても漁業できる状況ではないんですが、ここのしゅんせつの問題が一つの鍵と思うんですね、これなかなか国とか県の事業にのらないと難しいという面はあるんですが、ここら辺の見通しですよ。実際漁業振興という立場で、これをどうしていくか、梶だけどうかするというのはなかなか難しいんですが、特にこの落ち込みがひどいので、今放置していたらせつかく残っている漁師もいなくなってしまう

という気がしますが、ここの漁港整備についてどう考えているのか。

高橋産業振興部次長 漁協の組合員数も減っている、水揚げ高も減っているという中で、市としては補助、市の単独でどうにかできるというのはなかなか難しいところがあります。国の補助あるいは県の補助等取ってきたいところではありますが、やはり要件ということでなかなか対応できてない。かといって市で単独でやり上げようというところまではいいません。

下瀬俊夫委員 そこで打ち切られるとお先真っ暗になるんだけど、見通しとか具体的に地元の漁師の皆さんとか今後どうするかということでの、協議か話し合いとかはされたことがありますか。

高橋産業振興部次長 担当の職員は常に漁協に赴いて、皆さん方と話をしています。その中で次にどういう取組をやっていくかというところまでの話になっていないのが事実です。やはり現在の状況をどう解消できるかというところで止まっていると思います。やはり獲る漁業から育てる漁業、あるいは作る漁業と言われてはいますが、今の漁業の皆さんと市との話はできてないということが事実です。

下瀬俊夫委員 そうすると国のしゅんせつに対する基本的な補助の対象事業にならない、その原因って何ですか。

高橋産業振興部次長 漁船の数とか漁民の数とか、そういったものが絞られてきます。既に漁港の整備については完成しているというところもネックになっていますので、あとはいかに維持管理をしていくかという話になりますので、そうなればやはりそういったものが影響してきます。

下瀬俊夫委員 現状のままいってしまおうと、漁師の皆さんはどんどん減っていく可能性はあるわけですね。今の港そのものが機能しなくなっているわけですから、しゅんせつをどうするかということになると、漁師が減っていくと、当然対象から外れるということになると、未来永劫できなくなってしまうのではないかなと思うんですけどね。そういうことでもうしょうがないと行政としては考えているんですか。

高橋産業振興部次長 決してしょうがないとは考えていません。農林水産業全てにおいてそういった担い手の不足であるとか高齢化の問題は共通して



いるところでは、県でも漁協関係の新規就業のフェアとかも行っていきますので、そういったマッチング等も就業フェア等にも参加して、少しでも漁業に興味を持ってもらう方を増やしていきなり、そういったことをやっていかざるを得ないのかなど。そういった新たな発掘という取組をしっかりと考えていきたいと思っています。

岡山明委員 ハザードマップは、市内の分は5種類ですね、高潮、津波、洪水、土木、あと揺れやすさ、ため池そういうハザードマップがあるんですけど、ここに入っている部分はどれですか。

中村農林水産課課長補佐 これは山陽小野田市の津波のハザードマップを作成して、配布しています。

岡山明委員 津波の部分が残っているということで、これはここだけ、この費用だけですか。ほかの土木とかいろいろそういう状況の中で残っているのが、この漁協建設費というかこの部分だけが残って、あとの付随した形の分は終わっていると、ここだけが残っているという形ですか。

中村農林水産課課長補佐 この津波ハザードマップは27年度に繰り越して完成しています。配布まで至っています。

岡山明委員 そうするとこの繰越しはどのようなお金ですか。

中村農林水産課課長補佐 26年度から繰り越して、27年度に完成して27年度に配布しています。

伊藤實委員長 ほかにはいいですね。それでは11款の災害復旧費農林分、よろしいですか。それでは次12款公債費、よろしいですか。それでは次13款予備費。ないようですので、以上で審査番号12番についての審査を終了します。13時から歳入の予定ですが、進行が早いので、職員の入替えをして45分から始めます。休憩に入ります。

---

午前10時35分休憩

---

---

午前10時47分再開

---

伊藤實委員長 それでは休憩前に引き続き委員会を再開します。審査番号13

番、歳入の1款から21款まで、72ページから123ページまでについて質疑を受けます。

下瀬俊夫委員 73ページの市税の不納欠損についてお聞きします。固定資産税、軽自動車税、たばこ税、それぞれ不納欠損がかなり出ています。なぜこういうことになったのか、理由について教えてください。

藤山税務課長 不納欠損の金額については、昨年度に比べて42件、約550万円の増となっています。不納欠損額が増えた結果としては残念に感じているところですが、地方税法の第15条の7に基づく不納欠損処分を行ったものであり、滞納整理をした結果ということも言えると思います。不納欠損額が昨年と比べて多いのが、100万円を超える件数が増えたことです。26年度は1件に対し、27年度は3件に増加しています。未納者については、固定資産税、市民税、税目全てに未納の方がいるので、その税目はなかなか言えないというところです。続いて上位を除いた金額で比較しますと、平成27年度と26年度については、1,100万円ぐらいで同じ金額です。ですから不納欠損額の上位が増えた100万円以上の件数が増えたということが増額の主な理由です。これを個別に見てみますと、自営業者で破産手続を開始されて、不動産の競売事件にまで至った方で資力がないということで判断し、不納欠損に至ったのが主な理由です。

下瀬俊夫委員 破産の件数とか、それ以外が分かれば教えてください。

藤山税務課長 滞納処分の執行停止をして、今回3年経てばということで、不納欠損している件数が増えているところですが、その執行停止については、財産がなくなったこととか滞納処分をすることによって、生活に窮する方、生活保護の方並びに所在不明の方等が執行停止による不納欠損処分が増えた事由です。

下瀬俊夫委員 だから件数を教えてくださいと言っているんです。

藤山税務課長 件数は、監査から出した決算審査意見書をお持ちでしょうか。13ページ右側の表、不納欠損事由別明細及び年度比較表で、①地方税法第15条の7第4項滞納処分の執行停止後3年経過というのがあります。執行停止については、財産がないとか所在が不明とか滞納処分をすれば生活に窮すると判断したものが執行停止になるんですけれども、執行停

止で3年間経過した件数が合計で167件、738万6,268円となっています。続いて②の地方税法第15条の7第5項即時消滅です。執行停止で、しばらくおけば資力が回復するとか、しばらくすれば所在が見つかるかとか、そういうものがないということが明白である場合、落とすのがこの事由に当たるわけです。これが61件で272万3,678円です。最後に③地方税法第18条第1項ということで、時効の完成です。これは何もないということ踏まえれば、納期限後翌日から5年間、何もなければ時効に至るというものですが、これが522件の1,132万7,629円です。

中村博行委員 最後に言われた3番目、時効の完成。こういったものに債権特別室がどう関わっているのか、その辺をお知らせください。

藤山税務課長 時効の完成は二つに分けられます。一つは執行停止後3年間に時効を迎えるというのがあります。執行停止は時効の中断事由にはなりません。ですから、5年間経過して、そのうちに執行停止になって、3年間待つまでに時効が到来するのが入っていますが、これについてこの1,132万7,629円のうち652万1,302円ということで、執行停止をするということは、それなりに滞納者の財産調査、資力があるかどうか等を含めた上で執行停止をするということですから、この652万1,302円については、それなりにやった成果だと思えますけれども、残りの480万円については、5年間、結局納付もない、時効の中断もないということで、今後この圧縮、この縮減に努めていきたいと考えています。

矢田松夫委員 日頃の仕事をやって、更に税の収納対策が大変だと思うんですけども、振替とか文書の督促とか、あるいは面接、訪問、それ以外に昨年度、新たに手を加えた対応策があったんですか。

藤山税務課長 それを突き詰めていくというのが正直なところですが、新たなものといえば、インターネット公売を昨年度実施しました。大きいものは自動車から、小さいものは絵画とか、そういったものを行って少しでも滞納額の圧縮に努めました。

下瀬俊夫委員 よく分からない問題があるのは、例えば軽自動車税で、実際現物があるわけですね。現物があって、1項、2項、3項それぞれ該当する人もいるんだろうけど、例えば3では201件ありますよね。こう

いう件数の人が時効になってしまう。現物があって、時効が完成するという事態がよく分からないんですよ。どういう事態でしょうか。

藤山税務課長 本来であれば、車検等もありますので、そのときに納税証明とかも必要ですから、普通では考えられない。こういうことが起きるのは、会社の手続とか、どんどん所有権が変わって、所在が分からなくなったとか、そういうところが大いに関係している。その結果がこういう形になっていると思います。

下瀬俊夫委員 この201件の内訳ですよ。それぞれ1項目、2項目、3項目の、例えば軽自動車だけでもいいんだけど、既に現物がないとか、もう名義が変わってどこかに行ってしまったとか、そこら辺の具体的な指標が何もないんですよ。きちんとした資料として出てこないんですか。

藤山税務課長 今時点ではそういった分析は、行っていないというのが現状です。ただ、軽自動車税も大事な税ですので、やはりそういった項目、こういった理由でそうなったのかを分析する意味でもまとめ、その結果として、資料として提出できるように努めたいと思います。

下瀬俊夫委員 この問題ともう一つは固定資産税ですよ。土地なのか家屋なのか、あるいはその他なのか。例えば償却資産とかで、そこら辺の内訳もいるんじゃないかと。今分かれば教えてください。

藤山税務課長 現在持ち合わせていません。

中村博行委員 77ページの中ほどですが、株式等譲渡所得のこの交付金ですけども、当初の予算が800万ということで収入が4,000万に増えています。この辺りの説明をお願いします。

篠原財政課長 5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金ですが、この交付金については、源泉徴収選択口座払いの株式等の譲渡による所得の5%が県税として納められ、このうちの5分の3が各市町村に県民税の所得割の案分によって、交付されるというものです。この27年度については、その一つ上の4款の配当割交付金も同じような傾向で、27年の年明けぐらいから、日経株価平均値等を見ても大体1万9,000、2万円前後を推移していたと思います。で、この28年、年明け1月ぐらいから株価が急落したという記憶があろうかと思っています。そういった影響で、ど

のような取引があつての交付金が増えてきたかという詳しい原因は、分からないんですけれども、要因としては、27年中の平均株価が高かったことによる譲渡所得が増えた結果、交付金も増えたという分析をしています。

下瀬俊夫委員 81ページ。民生使用料の収入未済額の内訳を教えてください。

川崎こども福祉課長 主には保育所保育料で、27年度から新制度が始まり、公立保育園の保育料がここに使用料として入ってくるようになります、その収入未済額が主なものです。

下瀬俊夫委員 保育料というのは分かるんですが、何人ぐらいが未済になっているんですか。

川崎こども福祉課長 公立保育所の入所児童は、実利用人数で500名弱です。年度の途中の入退所もありますので、延べで実利用者数は500名弱です。収入未済額の対象人数は13人です。

下瀬俊夫委員 125万ですから、そんなに多くないんじゃないかなと思ってはいるんですが、特定の人がそうになっているのか、傾向だけでも分かれば教えてください。

川崎こども福祉課長 一人の方が何か月も滞納という例が多くあります。

下瀬俊夫委員 そうすると何か月も未納となったときに行政はどんな対応になるのでしょうか。

川崎こども福祉課長 滞納の方については、逐一納付の協議をしています。児童手当を受けている方については、児童手当からの充当ということも行っています。それ以外の方については、月々の納付確約も行っていますし、悪質な場合には債権対策室に上げています。

下瀬俊夫委員 基本的には解決ができるということなのか。それとも不納欠損になっていくのか、そこら辺の見通しはあるんですか。

川崎こども福祉課長 悪質な場合は債権に上げるなどにして収納に努めていますが、やむを得ず不納欠損になる場合もあります。27年度については

お一人の方で1万4,000円の不納欠損をしています。

下瀬俊夫委員 衛生使用料の不納欠損、その理由と内容を教えてください。

井上環境課長 衛生手数料の収入の未済については、霊園の使用料が主なものです。これについては、旧山陽時代の東墓地や南墓地の管理料について、毎月幾らという形でやっていましたが、合併のときに面積当たりの管理料の上限を決めて、その差額をまだ払っている人がいますので、毎月払ってもらっています。それで滞納が多少出ているという状況です。

下瀬俊夫委員 今、質問したのは、滞納があるのは分かりますが、なぜ不納欠損になったのかということです。

井上環境課長 不納欠損については、墓地を借りた方については当然所有者の住所等、把握して納付書等を送っていますが、住所が変わられたり、そういう人も中にはいますし、場合によっては口座振替の方で通帳に金額が足らなかったという方がいますので、指導等はしていますが、最終的にこの不納額になったということです。

下瀬俊夫委員 霊園を貸して、その使用料の関係ですよね。なぜ不納欠損という事態が起こってきたのかが実は不思議なんですね。既に返納されて契約解除になっているのかどうなのか、あるいはその方がいなくなっているのか、原因がよく分からないんですよ。たまたま滞納があつて、時効なのでこれが取れませんでしたという程度の話なんですか。

川地総合政策部長 使用料も公法上の債権ですので、不納欠損したら取れない。ただ不納欠損する前に、5年間という猶予がありますけども、その5年間を待って、何回か入れてもらうという、そういう努力をしているということで、そういう努力をしたにもかかわらず、入らないのはやむなく不納欠損処分をしているという状況です。それから下瀬委員の言われた墓を持っている方がどうなのかということは資料を出させます。

矢田松夫委員 83ページの住宅使用料ですが、入る予定が入らなかったという結果がここに書いてありますけど、この場合は税の収納のときのように相手がいなかったか転居先不明とかそういった状況は当てはまらないわけですが、この住宅に住んでいますので。この対応はどうされているんですか。単なる郵便で督促するだけなのか、それとも直接本人に面談して

家賃を納入してもらおうのか。これまでのやり方と違ったやり方をしないと入る予定が入らなかっただけでは済まないと思うんですが、どうでしょうか。

中森建築住宅課長 納付してもらえない方に関しては、警告書と文書も発送していますし、職員のほうも面談しています。どうしても悪質な場合は裁判等に移って債権の差押え等もしています。

矢田松夫委員 戸数は何件ですか。

中森建築住宅課長 手持ちにその件数を持ち合わせていません。

下瀬俊夫委員 今のところですが、公営住宅使用料だけですか。駐車場使用料もあるんですか。

中森建築住宅課長 駐車場の使用料も未済額の中には含まれています。

下瀬俊夫委員 金額をそれぞれ教えてください。

中森建築住宅課長 未済額が合計額で1,553万943円と記載されていますが、そのうちの公営住宅の使用料は1,525万3,000円で、駐車場の使用料が27万8,000円となっています。

下瀬俊夫委員 89ページ、臨時福祉給付金ですが、これは対象者が結局取りに来ない事例がかなり起こっていると聞いています。対象者との兼ね合いで渡っているのが何パーセントくらいなのかということが分かればパーセントで教えてください。

深井社会福祉課長 支給決定した申請者の方には100%渡っています。

下瀬俊夫委員 申請決定はいいんですが、申請をしていない方もいるんじゃないですか。

深井社会福祉課長 もちろん申請をしていない方もいます。支給対象者は27年度においては支給対象者のうち、手元に資料がありませんので正確な数字は分かりませんが、87%の方に臨時福祉給付金を支給しています。

下瀬俊夫委員 これは期限があったよね。期限を過ぎたら駄目だということで、対象者であってももらっていない方がいるんじゃないかと思っているんですが、今100%と言われましたよね。それは期限が過ぎた後も具体的な対応をされたということでしょうか。

深井社会福祉課長 支給対象者の中には高齢の方もいますので、実際に申請受付期限が過ぎた後でも1週間程度の余裕は持ちました。その間に申請をされた方については申請書を受け付けています。それ以降に持ってきた方については、なぜ期限内に申請ができなかったのか、その理由をお伺いして、例えば長期入院をしていたとか、家族の所において、なかなかその書類を見ることができなかったとか、そういった理由がある方については申請書を受け付けています。それで申請を受け付けて、間違いなくこの人は支給対象者であるということが確認できた方には100%支給しています。

矢田松夫委員 111ページ、5節の老人医療の貸付の件ですが、調定額が21万6,125円で収入未済額が21万6,125円ということで全く返済する気がなかったと解釈していいんですか。これについてはどうされるのか。何件あるのか。

桶谷国保年金課長 この21万6,125円については、以前に貸し付けたものが収入未済として残っているものです。

矢田松夫委員 それは分かっているんですよ。収入未済額で貸して残っているということは、全く返済する気がなかったのかどうか。1件ですか。

桶谷国保年金課長 件数としては4件と記憶しています。中には行方不明になっている方もいますが、それ以外についてはコンタクトを取るようになっています。

矢田松夫委員 払う気はあるけど払わないという変な日本語ですけど、欠損に上げるべきなのか。生きているんでしょ。行方不明が1件ですか。

桶谷国保年金課長 所在を確認できていない方が1名ほどいます。

下瀬俊夫委員 97ページ、乳幼児医療の県の助成金です。3,900万ほど入



っていますが、もともと、国保の関係で言えばペナルティをやっていますよね。片方でペナルティをやりながら、片方でこの補助金を出している。この国保のペナルティは金額的に平成27年度幾らぐらいあったんですか。

桶谷国保年金課長 乳児医療については、ペナルティの額としては150万程度です。

下瀬俊夫委員 それは本当ですか。2,000万ぐらいあったんじゃないかね。

桶谷国保年金課長 合計ではおよそ3,100万ありますが、その内訳として乳児医療に関しては150万程度です。

下瀬俊夫委員 111ページ、福祉援護資金と住宅新築資金の今後の見通しですよね。特に福祉援護資金では未済額がかなりあるわけですが、特に今後のこの見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

石田市民生活課長 福祉援護資金については10名で13件、住宅新築資金については2名で3件ほどあります。住宅新築資金については滞納分も含めて全て支払い済みで、収納率は100%となっています。2名のうち1名は完済され、今後は1名1件となります。福祉援護資金については10名のうち履行してもらっているのが4名。残りの6名のうち3名については分納誓約等してもらっていますので、引き続き面会等を行いながら納付のお願いをしたいと考えています。残りの3名については行方不明やお亡くなりになられている方で今後保証人、相続人等も含めて調査を行いながら納付をしてもらいたいと考えています。

下瀬俊夫委員 援護資金は保証人がいるんですか。

石田市民生活課長 援護資金については保証人が2名いるようになっています。

川地総合政策部長 このたびの歳入の審査については執行部から多々資料不足という事態を招き大変申し訳ありませんでした。今後このようなことがないように気を付けます。

高橋産業振興部次長 先ほどの農林水産課の決算の関係で下瀬委員から質問が3点ありました。1点目は有害鳥獣に関するイノシシ被害の状況で、小

野田と山陽地区の内訳はという質問がありました。この1,268万5,000円、こういった有害鳥獣の被害が出ていますが、そのうちの1割が小野田地域、残りが山陽地域という状況です。2点目、花の海の資金利子補給について。これは新規事業ではなかったかという指摘がありました。この花の海の事業については、合併前、平成16年に事業計画等を策定され、そういった事業が認定されています。その継続事業として16年度、17年度、18年度に資金を借り入れたものに対する利子補給がなされている。決して新規事業ではありません。それから3点目の市場の関係の入荷先等生産者の割合はということで質問を受けました。全体の入荷先については市内、県内、県外の三つに分けて先般報告をした件もありましたが、市内が10.7%、県内が44.5%、県外が44.8%という入荷状況になっています。そのうち市内の10.7%、これが全て市内の生産者による数値ということです。

下瀬俊夫委員 今の市場の件で、市内の生産者が1割しかいないという現実。これからたぶんそういう疑問の声が出ているんだと思うんですね。特に何のための市場なのかということで、結局生産者を援助するという点、この視点は非常に大事だと思うんですが、生産者をもっと増やしていくということを考えていかないと基本的な疑問として残っていくと思うんですね。そこら辺の展望なり見通しがよく分からないんですよ。その見通しというのがあるんですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 市内の10.7%の生産者の市場利用。ただ、ほかにも市場を通さずに納めている生産者が多々あるということです。また、その入荷されたものを小売と言いますか、商店の皆さん方もこれも減ってきているのは事実ですが、いかに市場に集約してもらうかは市のみならずJAなり、そういった機関ともよく連携しながら市場にどれだけ集約していくかというものについて進めていく必要があるかと思えます。

下瀬俊夫委員 それは分かるんです。例えば、寝太郎かぼちゃでもほとんどここを通さずに直接スーパー等と取引をやっていますから、それは分かるんですが、学校給食にここを通して業者が搬送していますよね。ところがほとんど市外、県外も含めてですが、市外が中心で結局学校給食の食材が市内ではなく市外からの搬入だということがよく分かるわけですよ。地産地消と言いながら結局そういう格好になっている現実。そういう点では本当に農業問題について行政としてもっと力を入れていかないと、

地産地消は遠い先の話になってしまうという感じがします。

伊藤實委員長 それでは審査番号13番の歳入についての質疑を終わります。  
ここで暫時休憩に入り、13時から討論採決に入りたいと思います。それでは休憩に入ります。

---

午前11時33分休憩

---

---

午後1時再開

---

伊藤實委員長 それでは休憩前に引き続き委員会を再開します。まずこの3日間、一般会計の決算審査をしました。そのことについての自由討議ということで、議員間の討議をしたいと思いますが、その前に執行部から報告事項があるということです。

桶谷国保年金課長 午前中の審議の中で、矢田委員の質問に対する回答の中で、私の発言に誤りがありましたので、訂正します。決算書の111ページ、中ほどの老人医療高額医療費貸付金元利収入の貸付の状況の説明で、現在4名ほどいる、そのうち1名は居所不明、残りの方はコンタクトを取っているという趣旨の回答をしましたが、確認したところ、貸付者については2名で、既にこの2名は、お亡くなりになられている状況です。以上、訂正をお願いします。

矢田松夫委員 今までの決算書を見ると金額がずっと出ているんだけど、いつ分かったのか、この処理はどうされるのか、この2点です。

桶谷国保年金課長 お二人のうち、最後にお亡くなりになられた方は平成21年4月にお亡くなりになられています。その後、相続人の方とやり取りをしてそれが現在まで続いているという状況です。

伊藤實委員長 いいですか。それでは自由討議を行います。

下瀬俊夫委員 今回、決算審査を3日間やって、これまでにない不十分な決算審査に終わってしまったんじゃないかということをつくづく思いました。幾つか具体的に言いますと、一つは、執行側の答弁に意欲が感じられないということを感じました。それはやっぱり昨年いなかったという発言に典型的なように発言そのものに自信のなさかなり感じられま

した。昨年いなかったなんてことは絶対言ってはいけない話ですが、そういうことが平気で言われるという、こういう事態。それともう一つはやっぱり資料が不足しているという、決算審査に当たって、資料不足というのは本来あってはならないわけですが、それがきちんと対応できていなかったという点が特に痛烈に感じました。2点目は、事業評価シーに対する各課の対応がまちまちで、何のための事業評価なのかがきちんと受け止められていなかったんじゃないかと思います。これが先ほどの昨年いなかったという問題とも関連するかもしれませんが、やはり毎年のように変わってしまう人事、大きな影響がここにもあるんじゃないかなと思いました。それから3点目は、縦割り行政の弊害ですね。例えばマタニティブックスタートが、実際は小野田地区で言えば4割しか渡っていないという、これも対象者等の把握とそれがどう具体的に渡るのかという、そこら辺が各担当によってきちんとされていないという現実があって、そういう状況が続いていたということが今回も発見されました。やはりもっと総合的な取組としてどうにかならなかったのかと思いました。それから4点目は、特に例えば地域通貨に見られるように、何のための予算措置なのかがさっぱり分からない。担当課自身にも意欲は感じられないし、地域通貨の意味をきちんと踏まえた事業になっていないという点で、これは基本的に反省を迫るものだと思います。それから決算の中で、5点目ですが、事業終了後の総括がそれぞれの担当課できちんとできていたのかどうか、答弁を聞いている範囲ではそういう総括がきちんとされていないのではないかと。今後それをどう引き継ぐかという点で、意欲を含めてそのまとめが不足していると思いました。それからこれは特に10周年記念行事に典型なんですけど、今後の事業展開がどうなっていくのか、見通しも含めてさっぱり分からない。いわゆる単年度で全て終わってしまったことで、何のための事業なのかという点で、行政の方向性がさっぱりつかめないということが分かりました。こういうふうに、これまでの決算審査を通じて、特に今回は執行側に本当に意欲を持った行政姿勢が感じられないということ強く、私は指摘したいと思います。

矢田松夫委員 今回の決算について、初めて参加しました。委託料とか補助金について非常に曖昧な支出、あるいは市民目線から言うと異常な対応の仕方、例えば厚狭の図書館の移転について、3万冊もの図書を焼却処分する。市民の財産をこういう形で処分していいものかどうなのか。もっとほかに方法がなかったのか。本来ならワークショップ等で、図書館の面積をもう少し広げてくれということを行ったんですが、かなわないま

ま実施された結果、古い本あるいは本来あるべき財産を持っていくことができなかったという結果がそうだったということ。さらに、公園の管理料、本来使うべき公園が使われないのを分かっているながら、委託料を払っていくというこの結果、誰が見ても、地域の人に金払ったんですよと言ったら、うそだろうとこういう言い方もされるんです。それとかバスでも1億3,000万という補助金を出しているこの実態ですね。これが本当に市民目線から常識ある補助金だろうかと思っています。補助金の中にも例えば決算報告を行っていない団体、あるいは会費を徴収していないけど、補助金だけで頼っている団体等もいますので、やはりそういったところを少し精査して、補助金あるいは委託料をきちんと出してほしいということが今回の決算の中で初めて知ったこともありますので、是非お願いしたい。それから二つ目はさっき下瀬委員も言いましたように、資料が全く出ない、こっちが要求しても資料が出ていない。さらには資料が分からない、根拠が分からないというのが随所にあったということをつけ加えておきたいと思います。

河野朋子委員 決算ということなので、決算という視点から今回の審査について感じたことを少し指摘したいと思うんですけど、やはり事務事業評価、これ自体が数年前から始まって、少しずつ改善に向けて努力されているとは思いますが、まだまだ不十分だなという感じがしました。特に移住ナビの事業で端的に出ていたのが、27年度の予算編成のときにも最初のところに全国に発信するビデオを作成しますとうたわれ、かなり目玉的なものだと思ったんですけども、事務事業評価を通して作成することに対して目標が設定してあって、何のために作るのか、その辺が明確にされていない、その後何を目指しているのかがなくて、結局作ったことに対しては一応100%達成だけど、その次につなげるための目標設定がされていないために、この事業がどうなのかという評価につながっていない、一例ですけど、そういったことが多々ほかの事業にも見られました。これは何が原因かと言うと、やはり担当課が一つ一つの事業について、これは何のためにするのか、目先だけじゃなくて将来これを何につなげたいのかという視点で事業を見ていくというところがまだ十分じゃないんじゃないかと思ったので、私たちがこの決算審査の中で評価シートを見ても評価が本当にいいのかどうか、私たち自身も評価がしづらいという、これはちょっと問題があると思うんですね。決算審査でこの事務事業評価シートを使って、皆が見て、この事業は問題があるなどか見直しをしなくてはいけないなというのが分かるシートに変えていかないと意味がないと思うんですね。その辺りでまだまだ改善の余地があるし、

ほとんどの事業については計画どおりに事業を進めることが適当という言葉でまとめてあるんですけど、問題点とか課題点とかその辺りの分析がほとんどしていないというのが問題であって、今後担当課に企画課がその辺りを徹底していくとすることをしないと、ただ書いて出してもらうというだけだったら、ほとんどこの評価の意味がないので、この辺に少し力を入れてもらいたいと今回特に思いました。それと議会として附帯決議を毎回予算、決算時に出しているんですけど、27年度の予算時に出した附帯決議あるいは1年前の26年の決算時に出した附帯決議、これに対しての執行部側の対応がかなり遅れていると思うんです。附帯決議に対する執行部としてどうやっていきますという対応が27年度の附帯決議を受けてスピーディーにやろうとすれば、27年度の予算執行時にある程度反映ができればと思うんですけど、ほとんど28年度以降なので、今回も議会がある程度議決した附帯決議に対してどうだったのかという評価が、ほとんど27年度の今回の決算でできなかったというのが正直なところで、その辺りはもうちょっとスピーディーに議会から出した提案とか提言に対してはその予算時の中で反映できるように、そういうつもりで附帯決議を出していますので、その辺りを対応してもらわないといけないのかなと感じました。

笹木慶之委員 これは決算ですから決算認定という立場の中で判断したことを申し上げたいと思います。全体的な事業運営、会計運営の方向性については、監査委員の報告書にもありますように財政状況を表すいろんな指数で、これは改善しているということで財政健全化に向けての努力はされているとまず評価したいと思います。次に個別事業に入ってみたときに、先ほどからあるように自分たちが行った評価が各課によってまちまちであるということと評価の厳しいところはあまりなかったようですが、甘いところ、それから視点が違っているところがる見受けられます。心配するのは来年度から公会計になるわけです。公会計の目的は何かというと費用対効果をしっかり分析して、次の新たな投資に着実に向けていくという取組が現状の財政方法ではしっかりつかめないと、こういうことからそれを導入するんですが、しかし、本市は既にある一部については公会計に準拠した分析もされて、予算執行されていると思っていたわけですが、結果的に見たときには甘さがあるなど思わざるを得ないところが多々あります。したがって、全体的に見れば、特に次の課題の捉え方が非常に甘いという気がしています。ですから、原課がしっかりその方向性を見据えて問題点を探って、そしてそれを次にどう反映するかということをしちんとテーマとしてつかんでいかないと、しっかりした

財政運営ができないんじゃないかなと心配しています。したがって、そういう形の中で今後しっかり対応してもらいたいなということを痛切に感じています。

松尾数則委員　今までいろんな方が述べられてきたんですが、私の言いたいことは山陽小野田市のためにという思いが大いに足りないような気がします。27年度の決算ですから、例えば27年度初めに、今年度はここに力を入れて頑張ろう、事業評価辺りもこれから力を入れて頑張ろうといった思いが、この報告の中につながってこない、というか分からない。その辺の思いを是非ともつなげるようにしてもらいたいと思いますし、なぜかという下瀬議員も言われたと思うんですが、横のつながりが無いような気がします。だから、いろんなことで前に進んでいかないんじゃないかなという気がしますし、その辺の横のつながりを作るためには、今後どうすればいいのか考えていただきたいと思っています。

下瀬俊夫委員　これは自由討議なので、もし意見があれば言ってほしいんですが、決算審査を何のためにするかということですよ。いろんな事業の結果として私たちもいろんな市民の意見を聞きながら、ここで議論するわけです。使った結果ですから、いい面も悪い面もあるわけです。ところがいろんなことをここで指摘し、改善を求めても、かたくなに自分たちのやったことの正当性だけを主張して、全く耳を貸さないという姿勢も一部に見られました。条例があるからどうのこうのとかいう話があります。だけど、部長クラスが答弁する場合は、できる範囲での改善ができるはずなんですよ。そういう議論が全く伝わってこなかったということを感じます。これはさっきから言っているように、担当者の自信のなさの表れではないかと思っています。こんな行政では柔軟な対応ができない、非常に硬直した解釈や事業の運営しかできないということをつくづく思いました。こんな行政では駄目だということを強く言いたいと思いますが、ほかの議員に異論がありましたら是非。

中村博行委員　各委員それぞれ同じ思いをしたところだと思います。今も下瀬委員から異論ありますかということでもありますけれども、正に言われたことがそのまま執行部に伝われば良いなという気がしています。今回の決算審査においていろいろ感じられたことが10項目ぐらい出たと思うんですけど、それを精査して附帯決議として強く執行部に求めたらどうかと考えます。

小野泰副委員長 決算ですから予算を踏まえてということで、特に27年度予算の中で子育て支援の拡充ということがありました。子ども医療費助成制度、あるいは乳幼児医療費の助成、これについては非常に感謝しているということが伝わってきていますし、子育ての全体を見て、子育てをしやすい町であるということで山陽小野田に越してきたという声も聞こえてきますので、そういったいいところはさらに拡充しながら進めてもらいたいと思いますし、いろんな市民の意見を現地に行ったりして聞いて、更に今後の市政を進めていただければと思います。

伊藤實委員長 ほかに。なければ、議案第62号平成27年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。まず討論を行います。討論はありますか。

下瀬俊夫委員 もっと詳しい討論はできれば本会議でやりたいと思いますが、幾つか指摘をして、この決算に反対をしたいと思います。一つは理科大問題です。市民目線、市民本位と言いながら、当初から理科大に関しては市民に対する説明が本当に欠けていた。いつの間にか事業費も、市民に迷惑を掛けないと言いながら、結果的に100億を超える事業に膨れ上がった。こういうことを見ても、私はやはり基本姿勢が変わったのかと指摘をせざるを得ない。2点目は、先ほども言いましたが、担当課が昨年いなかったという発言にあるように、皆自信のなさというのが際立ちました。これは基本的な人事の失敗だと思っています。こんな行政では、継続性という点で言えば、大変大きな問題点を抱えていると言わざるを得ません。3点目は、もともとと言われていた問題ですが、例えば児童館のような本来実施しなければならない事業と違った形で運営されている。こういう問題について本来の姿に戻すべきではないかという指摘がされました。この問題についても、なかなか先に進んでいかない状況があります。ここら辺は早急な改善策が必要だと思っています。4点目は、特に臨時職員の扱いです。最低賃金で通常の業務に就きながら、中には職員ができない、職員が分からないことを長期いる臨時から教えてもらうような事態が生まれている。こういう状況の中で、長期の臨時職員でいえば十数年雇用されている事態がありました。こういうのは抜本的に臨時職員に対する処遇の改善、これを是非進めていただきたい。これは基本的な差別につながっていると思っていますので、ここら辺を指摘して、今回の決算については反対したいと思います。

伊藤實委員長 ほかにありますか。よろしいですか。それでは採決に入ります。



本議案について認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

伊藤實委員長 賛成多数ですので、議案第62号は認定すべきものと決定いたしました。

(執行部退場)

伊藤實委員長 それでは議案第74号の第4回の補正について、いろいろと委員会でも議論があったわけですが、そのことについて何か意見はありますか。

中村博行委員 理科大のいびつになった土地の問題ですが、委員会での内容を報告したいと思います。産業建設常任委員会では、町と字の名称変更という議案が上がっていました。その結果、そのことに付随して示された資料の中に、針のように山陽小野田市の市域の中に宇部の土地、個人所有の土地か分かりませんが、土地が入り込んでいますので、委員会の中では、これを一緒に形を調べたほうがいいんじゃないかということで、執行部に質問したところ、事務レベルで宇部市と協議をしたと。しかしながら町と字の名称のみでは、こういった変更は難しいですよと。ですからそれについては変わりませんということだったんですが、職員の中にも、明らかに地図を見た中で不自然だという印象を持っているということもありました。そういったことから、やはり大学の土地あるいは土地利用の関係から、これを1回きちんとしたほうがいいんじゃないかという総意の意見がありました。理科大の協議の中でもそういったことが上がったと認識していますので、これについては、形を調べてきちんとしたものにすべきだということで、附帯決議を付けたらどうかという意見です。

伊藤實委員長 今、中村委員から、そのような提案がありました。御意見はありますか。

下瀬俊夫委員 中村委員の話は私有地についての話ですが、今回の問題はやはり宇部市の土地を購入するという用地購入ですから、この補正予算に関して言えば、関連して市境を明確にするということをするべきだという附帯決議をきちんとしたほうがいいんじゃないかということをお

きます。

伊藤實委員長 ほかに。それでは附帯決議案を後ほど作りたいと思いますので、それについてはよろしいですか。それでは74号については、今から附帯決議案を作成するという事です。引き続き、議案第62号について何かありますか。

下瀬俊夫委員 これもほぼ皆さんで一致していると思いますが、特に確かに事業の内容を今後どうするかという面はあるんですが、事業評価シートに対する統一的な改善措置の問題。もう一つは、執行側の行政に対する意欲の低さというか、資料不足も含めて、この改善は急務だと思っているんですよね。いろんなことを注文しても、あのような状況で本当に事業が展開できるのかという点で、非常に大きな疑問が生まれています。そこら辺はきちんと附帯決議等でうたったほうがいいんじゃないかと。

伊藤實委員長 ほかに。議案第62号についての意見はありますか。下瀬委員から62号についても附帯決議をとというような提案がありましたが、御異議ないですか。はい、それではここで暫時休憩して、附帯決議案を作成しますので、休憩に入ります。

---

午後1時37分休憩

---

---

午後2時15分再開

---

伊藤實委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開します。先ほど議案第74号に対する附帯決議という提案があり、皆さん同意されましたので、副委員長から議案第74号平成28年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）に対する附帯決議案の説明をお願いします。

小野泰副委員長 それでは朗読をもって説明に代えます。議案第74号平成28年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）に対する附帯決議。本市議会は、議案第74号平成28年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）に対し、下記のとおり決議する。記。山口東京理科大学周辺地区には、宇部市域が地形地物に関係なく細長く存在し、大学のあるまちにふさわしい文教地区づくりに支障となっている。ついては、このたび宇部市から購入する予定の大学用地を含め、当該部分を本市域に編入するよう努めること。平成28年9月13日。山陽小野田市議会。以上です。

伊藤實委員長 それでは今副委員長から議案第74号に対する附帯決議の説明がありました。質疑はありますか。(発言する者あり) この文言については、学校法人というのが付きますので、そこは正式名称でということ、よろしいですか。ほかに質疑。それでは討論はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは採決します。本件を委員会提出議案として提出することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

伊藤實委員長 全員賛成ですので、本件を委員会提出議案として提出することに決定しました。それでは引き続き、議案第62号に対する附帯決議について、副委員長から説明をお願いします。

小野泰副委員長 議案第62号についても、朗読をもって提案に代えます。議案第62号平成27年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議。本議会は、議案第62号平成27年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定に対し、下記のとおり決議する。記。このたびの決算審査に当たって、「事務事業の目的が明確でない」、「手段と目的を混同している」、「効果の検証が十分でない」、「事務事業評価の対応がまちまちである」など事務事業評価制度が有効に活用されていない事例が多く見られた。については、事務事業評価制度の統一的な運用を徹底するとともに、各部署が行っている事務事業が本当に市民のためになっているのか今一度検証し、本市の総合計画が目指す「活力ある住みよさ創造都市」の実現に結び付くよう、全職員がスピード感を持ち一丸となって取り組むこと。平成28年9月13日。山陽小野田市議会。以上です。

伊藤實委員長 それでは質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは採決します。本件を委員会提出議案として提出することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

伊藤實委員長 全員賛成ですので、本件を委員会提出議案として提出することに決定しました。それでは以上をもって一般会計予算決算常任委員会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

午後 2 時 2 1 分散会

平成 2 8 年 9 月 1 3 日

一般会計予算決算常任委員会委員長 伊 藤 實